

桐生・みどり未来創生会議設置要綱

(令和元年8月16日施行)

(設置)

第1条 桐生市及びみどり市（以下「両市」という。）は、桐生・みどり未来創生会議（以下「未来創生会議」という。）を両市共同で設置する。

(目的)

第2条 未来創生会議は、これまで以上に両市が緊密に連携し、各分野における政策を進めることで、行政の効率化及び市民サービスの向上を図り、もって会議を通じて地域の均衡・発展を図るとともに、両市の市民が享受するメリットを最大化することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 未来創生会議は、次に掲げる事項について協議し提言を行う。

- (1) 両市の連携テーマに関する事項
- (2) その他両市の連携に関し必要な事項

(組織)

第4条 未来創生会議は20人以内で組織し、委員の数は両市同数とする。

2 委員は、両市の市長及び市長が委嘱する者（以下「市民委員」という。）とする。

3 市民委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民団体、経済産業団体等の団体に属する者であつて、当該団体から推薦を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第5条 市民委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、市民委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補欠の委員の補充は、当該欠員の生じた市において行う。

3 任期の途中で市民委員を追加する場合、追加する委員の任期は、他の市民委員の任期の残任期間と同じとする。

(会議)

第6条 未来創生会議の会議（以下「会議」という。）は、開催市の市長がその座長となる。

2 会議は、桐生市及びみどり市において原則交互に開催する。

3 会議は、公開とする。ただし、未来創生会議の決定により非公開にすることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、両市の関係職員及び有識者等を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(連携事務会議)

第7条 未来創生会議の下部組織として、事業実現に向けた具体的な協議・検討を行うため、連携事務会議を置き、必要に応じて開催する。

2 連携事務会議の委員は、両市の副市長、教育長及び関係職員をもって組織する。

3 連携事務会議は、必要に応じて両市の関係部署にその事務の一部について調査研究を行わせることができる。

(庶務)

第8条 未来創生会議の庶務は、桐生市共創企画部企画課及びみどり市総務部企画課において処理し、開催市において主要な庶務を担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、未来創生会議の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。